

令和4年(2022年)1月14日

各関係団体の皆様

北海道知事 鈴木 直道

BCPの点検・策定など事業継続に向けた準備等について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

国内でオミクロン株の感染が広がりつつあり、本道においても感染が確認される中、感染が拡大した場合に道民の皆様の生活や本道の経済への影響が最小限にとどまるよう、事業者の皆様が継続して事業を行うことは極めて重要であり、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年1月7日変更))においても、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る」こととされています。

道においても、感染症や災害等の発生時においても事業活動への被害を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画、いわゆるBCPの策定促進に向け、その作成の手順や事例の周知、BCP策定に向けた専門家派遣やセミナーの開催などに取り組んでいるところです。

また、道では、現在、感染リスクの低減と社会経済生活の両立を図ることができるテレワークの一層の普及・定着に取り組んでいるところであり、道内中小企業等が行うテレワークの導入・運用を支援しています。

関係団体の皆様におかれましては、傘下の団体及び会員企業、個別事業者の皆様の事業の継続に向け、より多くの事業者の皆様がテレワークの導入を含め、BCPの点検・策定など事業継続に支障が起きないための準備に取り組んでいただけるよう、次の資料を活用するなどして周知、働きかけにご協力くださいますようお願いいたします。

記

<送付資料>

- ・中小企業の事業継続計画(BCP)について
- ・テレワーク環境整備加速化補助金について

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

電話：011-204-5331(BCP関連)

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

電話：011-204-5354(テレワーク関連)

## ○事業継続計画（「BCP」Business Continuity Plan）とは

感染症や災害等の発生時においても、事業活動への被害を最小限に抑え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における企業存続のための方法、手段などを取り決めておく計画

（参考）道内中小企業のBCP策定率

道内企業のBCP策定率は**13.5%** ←全国水準（**14.7%**）を下回る策定率

【出典】（株）帝国データバンク調査(2021年6月)

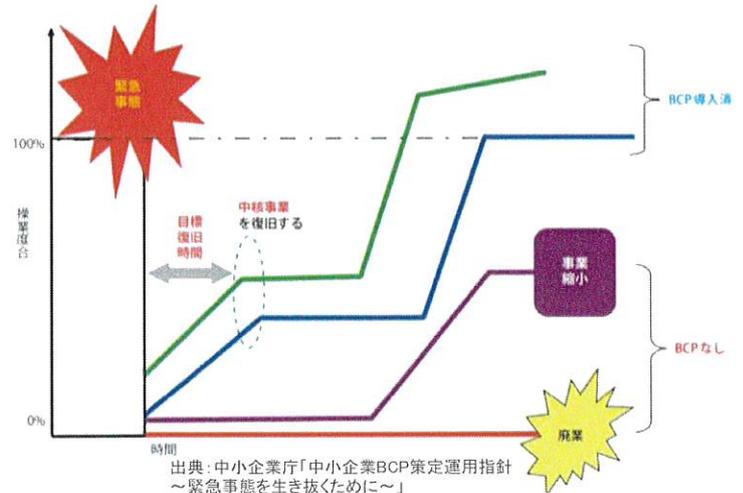
## ○BCP 策定の必要性

感染症等の発生時においても、顧客からは平時と同様な対応が求められ、顧客ニーズを満たすためには、

- ① 何が起きたのか  
(自社の被害や災害による自社への影響)
- ② 何が足りないのか(人、モノ、資金、情報)
- ③ 何をいつまでにしなければならないのか

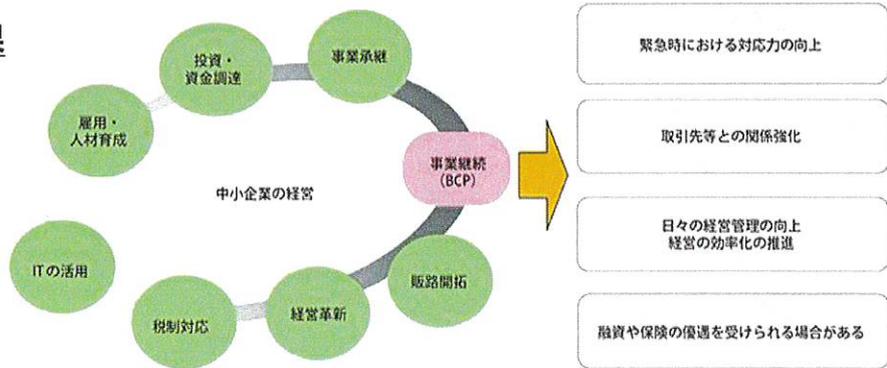
を短時間で迅速に把握し、スピードある対応を行う必要がある。

活用できる経営資源が限定される緊急時、BCPを策定し、それを遂行することで復旧度合い、スピードには大きな差が現れる(右図)。



## ○BCP 策定・運用による効果

BCPを策定し運用していくことにより危機対応能力の向上に加え、取引先との関係強化や経営の効率化等、企業価値の向上につながるというメリットもある。



## ○BCP策定に向けて

### ◇国の計画認定制度

#### 事業継続力強化計画

- ・ 検討項目が簡略化された取り組みやすい制度で、経済産業大臣の認定を受けることで、税制優遇やものづくり補助金の加算などの支援を受けることができる。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

### ◇道の支援メニュー

#### 策定支援セミナー

- ・ 道内中小企業の事業継続力の強化を後押しするためのセミナー

R4.1.27 14:00～15:30(オンライン開催) 申込受付中

北海道HP 中小企業のBCP(事業継続計画)について  
[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ck/about\\_bcp.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ck/about_bcp.html)

#### 中小企業総合振興資金(防災・減災貸付)

- ・ BCP又は事業継続力強化計画を策定した中小企業者等が、その計画に基づき、設備の改修、整備等に取り組む際に活用可能な融資制度

北海道HP 中小企業総合振興資金のメニュー  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ck/kny/yuushi/2708shikimenu.html>

#### 北海道版BCP策定の手引

- ・ 北海道特有の自然災害等の発生を想定したBCP策定の手引
- ・ 実際にBCPを策定した道内の6事例を紹介



北海道HP 北海道版 BCP策定の手引  
[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ck/bcp\\_guidance.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ck/bcp_guidance.html)

#### 専門家派遣事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている中小企業者の皆さまを対象とした無料の専門家派遣事業



新型コロナウイルス感染症中小・小規模企業緊急総合支援事業  
<https://www.shindan-hkd.or.jp/corona/>

# 事業継続に支障がおきないように準備しよう！

- 以下のチェック項目や空欄を検討することにより、コロナ感染症対策としての事業継続計画の基本要素が作成できます（業種・業態により加除して下さい）。
- BCP策定までに至らなくても、以下についてあらかじめ確認・整理し、事業継続に向けた準備をしておくことが重要です。



## ① 基本方針を決める

- 経営を維持する
- 顧客の信用を守る
- 供給責任を果たす
- 従業員の雇用を守る
- そのほか〔  
  - 優先的に継続させる商品やサービスを定める
〕



## ② 起こりうることを考える

- 罹患等による従業員の出勤停止
- 罹患等した従業員の濃厚接触者の出勤停止
- 取引先の事業停止等による部品・原材料など仕入れの調達困難
- 自社の事業活動の停止
- 運転資金の枯渇
- そのほか〔



## ③ 事前の対策を考える

- 日常的な従業員の体調などの確認方法〔
- 感染リスクの低減に向けたテレワーク、時差出勤など勤務体制〔
- 感染が確認された従業員の状況確認のルール・手段〔
- 感染者が出た際の消毒、濃厚接触者への対応方法〔
- 感染者等の職場復帰のルール〔
- 出勤停止等従業員の業務引継ぎ・代替方法（外部からの確保を含む）〔
- 部品・原材料等仕入れの代替手段〔
- サービス形態の変更〔
- 事業停止時等における顧客や取引先などへの情報発信・情報収集〔
- 運転資金の把握・確保〔
- そのほか〔

## ④ 緊急時の体制を決める

- 統括責任者〔
- 代理責任者①〔
- 代理責任者②〔

最大

60万

補助率 3 / 4 以内

# テレワークに必要な PC等を補助します

[ テレワーク環境整備加速化補助金 ]

申請期間（2次募集） 令和4年1月4日～1月17日

（3次募集） 令和4年1月18日～2月18日

〔申請額が道の予算額を超える場合は、期間中でも受付を締め切ることになります。〕

## 補助対象者

- 札幌市を除く道内に本社及び事業所を有する  
中小企業者等
- 医療法人、社会福祉法人、学校法人なども対象です。
- ※常時雇用する労働者を2名以上、6カ月以上雇用 等

## 補助率等

補助率	上限額
3 / 4 以内	60万円 対象経費上限額 80万円

## 補助対象事業・補助金支給要件

### 補助対象事業

- 就業規則の改正または労働協約の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- 労務管理担当者・労働者に対する研修
- テレワーク用通信機器の導入・運用

### 補助金支給要件

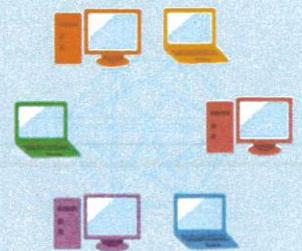
- 就業規則の改正または労働協約の作成・変更
- 月2日以上（端末1台当たり）のテレワーク実施
- テレワークの活用を含めた事業継続計画(BCP)の策定
- ホワイト・テレワーク・デイズ2021への参加
- 令和4年度末までのテレワーク継続実施の誓約

## 活用例



外回りの多いケアマネージャーにタブレットを支給しリモートワーク

など、医療福祉業、建設業、飲食業…多様な業種でご活用の実績あり



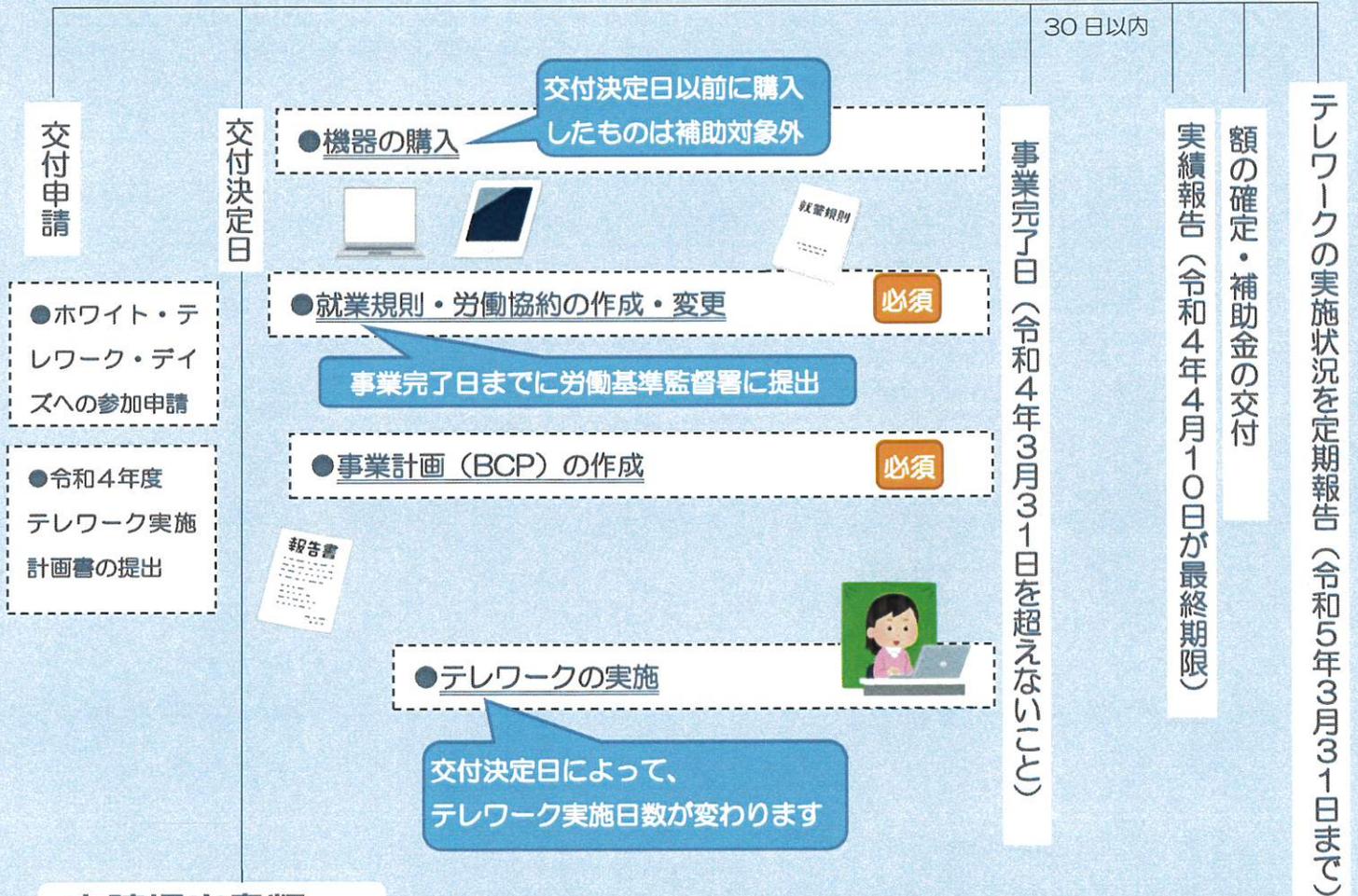
## 申請方法

- 紙申請（簡易書留、レターパック）と電子申請の両方が必要です。
- 申請様式は道HPからダウンロードしてください。

テレワーク 北海道



# 申請から補助金交付までの流れ



## 申請提出書類

提出書類	提出書類
<input type="checkbox"/> 交付申請書	<input type="checkbox"/> 道税 (個人道民税及び地方消費税を除く。) を滞納している者でないことを確認できる書類
<input type="checkbox"/> 就業規則	<input type="checkbox"/> 導入しようとする製品のカタログ、見積書等
<input type="checkbox"/> 労働協約	<input type="checkbox"/> ホワイト・テレワーク・デイズへの参加申請
<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	<input type="checkbox"/> 令和4年度テレワーク実施計画書
<input type="checkbox"/> 開業届の写し	<input type="checkbox"/> 誓約書
<input type="checkbox"/> 札幌市を除く道内の事業所に常時雇用する労働者を2名以上、かつ交付申請時点において6ヶ月以上継続して雇用していることを確認できる書類	

## 〈お問い合わせ先〉

北海道経済部  
労働政策局雇用労政課  
働き方改革推進室  
テレワーク支援班

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL : 011-204-5354  
FAX : 011-232-1038  
MAIL : keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp



北海道